
令和5年6月29日 部長会議

開催日時 令和5年6月29日(木) 午前9時00分から午前9時52分まで

開催場所 庁議室

出席者 山本副市長、辻川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)、子ども未来部長、都市計画部長、技監、建設部長、建設部理事(プール整備・草津川跡地整備担当)、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長

欠席者 市長

議事概要 下記のとおり

1. 副市長訓示

- ・6月定例市議会が明日、閉会する。一般質問、各委員会における対応について感謝する。様々な意見があったが、提案のあったものについては対応をよろしく願いたい。
- ・先日、東洋経済新報社が「住みよさランキング2023」を発表された。総合順位では、去年は全国38位だったが、今年度は20位だった。また近畿111市の中、去年の3位から今年度は1位ということで、過去も含めて6度目の近畿1位となった。ランキングが全てではないが、今年度は「快適度」や「利便度」で非常に高い評価をいただいたということで、住みよいまちの上位にいることは間違いないと思う。これは、過去の先輩方の努力、職員の皆さんの努力の賜物であり、これからもよろしく願いたい。
- ・今月3日に、県道上で水道の漏水事故があり、辻川副市長をはじめ、上下水道部以外の職員も応援いただき、被害を最小限に留め、復旧することができたということで、感謝申し上げます。このように有事の際には、職員全員が一体となって対応することが重要であり、災害時の対応に備え、災害対策本部における総務部、避難対策部、物資衛生部、建設部、上下水道部などといった職員に与えられたそれぞれの役割に応じ、有事を想定し、公務に従事していただく必要がある。平時業務は多忙で、災害対策本部体制での業務を自分の業務として理解し、すぐに行動に移すことが難しい面もあるが、日頃からのマニュアルを確認いただき、災害時に担当する業務について理解を深めていただきたい。

2. 審議事項

(1) 草津PAと連携した滋賀県南部エリア活性化基本構想の策定について(パブリックコメントの結果)

【資料:審1-1~3】

【都市計画部長から資料に基づき説明】

- ・草津PAと連携した滋賀県南部エリア活性化基本構想については、去る5月18日の部長会議でパブコメ案を審議いただいたが、パブリックコメントが終了したので、その内容について説明させていただく。
- ・【審1-1】パブコメの実施結果について、令和5年5月23日から6月22日まで、パブリックコメントを実施し、2名の方から3件のご意見をいただいたところであり、その内容については裏面に書かせていただいている。1番目の意見については、地域間連携ということで、今回の取組みにおいて、大津市と草津市の地域間連携に期待するというものである。2番目、3番目については、バス等の乗り継ぎの部分の利便性

や、ダイハツアリーナという資源を生かした活用というところに対してのご意見をいただいた。市の考え方は、すべてについて、今後策定予定である基本計画で具体化を図っていく内容と考えているので、本件のパブリックコメントの意見については、基本構想への反映や変更はない。

【主な質疑・意見】

なし

【結論】

審議了とする。

(2)草津市地域公共交通計画の策定について(策定方針)

【資料：審2－策定方針資料、審2－1・2】

【都市計画部長から資料に基づき説明】

- ・草津市地域公共交通計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正により改定するものであり、地域活性化再生協議会という法律に基づいた団体で議論させていただくものであるが、議会も関心を持っておられるので、市で策定する計画ではないものの、部長会議を経て、議会に説明していくものである。
- ・【審2－策定方針資料】草津市では将来的な人口減少を見据えた持続可能なまちづくりの実現を目的に、平成30年度に草津市地域公共交通網形成計画を策定し、市民、交通事業者、行政が連携・協働してつくる公共交通ネットワークを基本方針におき、各種施策に取り組んできた。
- ・令和4年の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴い、令和6年10月の事業分からコミュニティバス等に関して国の補助金の交付を受けるためには、現行の地域公共交通網形成計画を地域公共交通計画に変更して、新たに鉄道や路線バス等の公共交通を中心に、地域の多様な輸送資源を総動員する交通計画を策定する必要があるため、今年度中に新たに草津市地域公共交通計画の策定を行うものである。
- ・計画期間については令和6年度から令和15年度の10年間とする。
- ・根拠法令は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律である。
- ・現行計画との違いについて、一つ目は計画の対象を公共交通ネットワークの確保・充実としていたところから、ダイヤや運賃などのサービス全般を充実させることや、地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことが必要となったことである。二つ目は計画の位置付けとして、法律により努力義務化されたことにより、計画の策定がなければ国の補助金交付を受けられなくなるようになったことである。三つ目は実効性の確保として、PDCAサイクルの取組みを強化し、毎年度の評価の仕組みを制度化という点が挙げられる。
- ・関係計画等との整合性については、2ページ目に図示させていただいたので、参考にさせていただきたい。また、関連計画との連携とは別に、当該計画をより実効性の高いものにできるよう、昨年10月26日に近畿運輸局と地域連携サポートプランを締結し、地域交通課題の抽出と課題の解決策について提言をいただけるような体制づくりもあわせて行ったところである。
- ・地域公共交通計画の内容については、資料に記載した7つの基本事項を盛り込むとともに、4つの努力事項についても可能な限り盛り込んでいきたいと思っている。
- ・策定に向けた体制については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく協

議会である、草津市地域公共交通活性化再生協議会で具体的な策定を行う。当該協議会は、20人の委員で構成されており、学識経験者、行政、交通事業者、地域の代表者等に参画をいただいているが、同協議会がフィーダー補助金の交付を受ける対象となるなど、執行機関の性格をあわせ持つことから、位置付けとしては、附属機関ではない協議会の位置付けとなる。このことから、通常、附属機関が行う諮問答申は、実施しない形式での計画策定となる。

- ・市民参加の手法ということで、計画の策定は、附属機関ではないため、協議会に公募委員はいないものの、市民への影響が大きな計画であるので、市民アンケート調査、利用者の動態調査、ワークショップを丁寧に行うとともに、パブリックコメント等を実施して参りたいと考えている。
- ・スケジュールについては、本日の部長会議で審議いただいた後、7月19日に議会で個別案件として報告したいと考えており、7月末に開催予定の草津市地域公共交通活性化再生協議会で計画方針について諮って参りたいと考えている。その後、10月までの間にアンケート等の公共交通に関する意識調査を実施し、11月までに集計分析を進め、結果のフィードバックを行う。一方、7月から8月の段階で、近畿運輸局からサポートプランに基づく提案書の提出と議会の所管事務調査からいただく意見等を踏まえ、地域公共交通会議において10月に骨子案の提示、12月に計画素案の提示、1月のパブリックコメントの実施を経て、3月の計画策定を目指して参りたいと考えている。

【主な質疑・意見】

- ・策定方針の資料の(3)で上位計画・他部局の関連計画との整合で、草津市都市交通マスタープランの上位計画になるということでしょうか。
⇒草津市都市交通マスタープランが上位計画ということで、地域公共交通計画はそれを具体化するような計画となる位置付けである。
- ・矢印が逆であるように思う。上位計画から降りてきているという意味で上位計画と記載されているのか。
⇒そうである。総合計画の箇所にも上位計画の記載があるので、併せて記載の方法を検討する。
- ・草津市都市交通マスタープランはかなり前の計画だと思うが、見直しは必要ないか。
⇒長期的な計画であるので、計画年度が終了するまでは、今のマスタープランを継続し、その中で地域公共交通計画を策定することになる。マスタープランは大きな規模の方針なので変更せずに、具体的な施策について地域公共交通計画のほうで見直しを図ることになる。
- ・草津市都市交通マスタープランは大きな理念であり、その範囲内で地域公共交通計画がつくられるということでしょうか。
⇒そうである。
- ・策定にあたっての視点について、地域と輸送資源を総動員する具体策の盛り込みが必須のように記載されているが、これは具体的にどういった内容か。
⇒例えば企業が所有しているバス等で従業員を輸送されている場合に、昼間の時間帯に公共交通に転用して活用できないかや、地域支え合い運送として地域がお持ちの福祉バスがあると思うが、そちらでは運転手不足で少し活動が難しいと聞いているところもあり、ヒアリングを行うことで地域の資源の掘り起こし等ができるようであれば、そちらも計画に位置付けていく等が考えられる。
- ・今後、草津PAと連携した滋賀県南部エリア活性化基本構想に続く基本計画を策定されると思うが、こちらにも周辺の公共交通の利便性向上がうたわれているということで、地域公共交通計画との整合はどう整理されるのか。同時に二種類の計画を走らせる形になるが、相互の関連はどうなっているのか。
⇒同時並行で進めていく形であるので、詳しく決まっていない内容を記載することはできないが、基本的には連携拠点ができることで、周辺の公共交通に影響がおよぶので、齟齬が出ないよう、連携し記載できる

範囲で、記載することになる。

・【審2-1】スケジュールについて、これまで議会にここまで詳細なものを示していたか。もう少しポイントに絞ったもので示していたかと思う。

⇒所管事務調査でも細かいご指摘をいただいております、ここがポイントであるので、丁寧に説明していきたいと思うが、改善の余地があるのであれば修正する。

・他の案件とのバランスもあるので、もう少しポイントを絞ったスケジュールを作成し、そちらを主としながら、細かなものは参考資料としていただくのが分かりやすいのではないかと思います。

【結論】

審議了とする。

3. 協議事項

(1) 市制施行70周年記念事業にかかる主要事業案について

4. 重要報告事項

(1) 令和5年度国・県要望の要望書について

【総合政策部長から資料に基づき説明】

・5月31日の部長会議において選定いただいた要望について修正等を行い、取りまとめた。スケジュールに記載のとおり、要望を出している部については、本日から7月7日までの間に、県担当課の方への事前説明、実施結果報告、補足資料の作成をお願いしたい。部長会議終了後にインフォメーションにおいて依頼させていただく。

・議会への説明については、7月12日に正副議長への説明、市議会議員への要望書の配布を行う予定となっている。

・県への要望については、8月9日に知事と副知事、17日に関係部県警本部の方へ要望を行う予定であり、御承知おきいただきたい。

(2) 新旧対照表方式による条例等の一部改正について

【資料:報2-1】

【総務部長から資料に基づき説明】

・これまで、条例や規則等の一部改正を行う場合、議案や決裁で「改め文」と「新旧対照表」の2種類により行ってきたが、今後は、改め文の中に新旧対照表を貼り付ける「新旧対照表方式」1本に切り替えていもの。

・【報2-1】導入の経過であるが、これまでの「改め文方式」は「理解しづらく専門知識を要する」などのことから職員の負担となっており、昨年度の職員提案でも「新旧対照表方式」の導入について提案があったところである。すでに、国においては法律や政令を除いて、全省庁で導入が始まっており、全国的に確認できるだけで約30の自治体で導入されている。こうしたことから、本市においても「例規をわかりやすく」「職員負担の軽減」の観点から、規則や要綱は9月1日起案のものから、条例は10月以降の議会から導入しようとするもので、今回、市長提案の条例改正における導入は県内で初の取組みとなる。

- ・2ページにイメージとして記載しているが、これまでの「改め文」に「新旧対照表」を貼り付けるもので、3ページに主なルールとして記載しているが、新旧対象方式をより分かりやすくするため、★印の3点を新たに付け加えようというもの。なお、参考に、6月議会で提案している市税条例の一部改正をモデルに、参考資料1として新旧対照表方式を、参考資料2には従来の改め文方式を添付した。
- ・今回の改正の庁内周知については、「2. 導入スケジュール」のとおり、本日の説明後、7月7日に正副議長、7月12日に代表者会議で説明を行った上で、7月下旬に正式に庁内周知を行い、8月中旬以降にマニュアル等を作成した上で職員向けの説明会を開催する予定をしているので、承知いただきたい。

(3)草津市選挙管理委員の補充員の退職について

【資料:報3-1】

【総務部長から資料に基づき説明】

- ・【報3-1】選挙管理委員会の補充員のうち、1名の方が退職されることについて、議会に報告するにあたってあらかじめ部長会議に報告をさせていただくものである。
- ・今回の退職に伴う補充は行わず、来年5月の任期までは補充員は3名体制とさせていただく予定である。

(4)主要地方道大津能登川長浜線(馬場・上砥山工区)の開通予定について

【資料:報4-1】

【建設部技監から資料に基づき説明】

- ・いわゆる山手幹線の開通時期について、県の議会常任委員会の方で報告されるので、それに合わせて市議会議員にも情報提供するにあたり、部長会議においても報告を行うもの。
- ・公表時期は、7月7日に県議会の常任委員会が開かれるので、市議会においても同日に正副議長に説明し、その後ポスティングしていきたいと思っている。
- ・【報4-1】山手幹線は令和6年春開通を目標に県において進めてこられたが、用地買収の難航や軟弱地盤への対策により遅れが生じたこと、部分開通による周辺交通への影響等を考慮したこと等により、草津市内の岡本町南交差点から山寺ランプまでは令和6年度末、山寺ランプから上砥山ランプについては、国が施工されている栗東水口道路1と同時期の令和7年秋予定となったことが、県議会の常任委員会でも報告されるので、それに合わせて市議会へも報告をしていこうというものである。
- ・【報4-参考】市議会議員から、山手幹線の交差する部分の工事が行われているが、将来どんな形になるのかという問い合わせがすでに多く出ていることから、市議会にポスティングした時に改めて問われる可能性もあるということで、現在の形と将来開通した際の形を示した資料を県からいただいた。ポスティング以降、議会からの問い合わせにはこの資料で対応しようという考えているところである。

3. その他

【危機管理監より】

- ・幸いなことに、全職員が参集する災害対策本部を立ち上げるような災害は、平成25年の台風18号以来発生しておらず、その後に採用された職員は500人を超えており、現在では半分以上の職員が全職員が参集するような災害対応を経験していないというのが現状である。

- ・災害対策本部の各班で作っていただいているマニュアルの見直しについて各所属から報告いただいたところ、人事異動前の方が責任者であったり、去年まで在籍していた職員の名前が載っていたりというのが複数の所属であったので、実情を踏まえた見直しができないと思われるので、個別に連絡をしているところである。
- ・報告いただいているマニュアルに沿った班ごとの想定訓練を、年内に実施していただきたいと考えており、危機管理課のほうから通知を出させていただこうと思っている。その訓練中に見受けられた不備があれば、さらにマニュアルを改定していただきたいと思っている。訓練方法等については、個別の相談なり対応をさせていただきたいと思うので、通知があり次第、各部長から各班長への周知・対応をよろしくお願いいたします。
- ・またロゴチャットを使った参集訓練を近いうちに行いたいと考えているので、各班の連絡網体制を整えておくように指示をよろしくお願いいたします。

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp